

高雄市写真展実施業務プロポーザルに係る質問及び回答

	質問	回答
1	仕様書 ●5（4） 応募作品の一時利用及び二次利用ともに無償で本市が使用できるようにするとはどういうことでしょうか？ 高雄市の写真使用の許可は受託事業者でということですか？ もしくは受託事業者がデザインしたチラシ等のことでしょうか？	応募作品については、原則として許可は必要ありません。●5（4）①の記載は、本市と高雄市との内容として捉えてください。 受託事業者がデザインしたチラシについては、●5（4）②の内容のとおり、著作権は原則本市に帰属します。